ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

改正案

(家庭系廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第21条 市民は、<u>家庭系廃棄物</u>を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、当該<u>家庭系廃棄物</u>が当該受入基準に 適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

別表第1(第25条関係)

(単位:円)

種別			<u>区分</u>		単位	金額
	家 庭	マットレス(スプリング	入りに限る。)	1 枚につき	1,500
	系 廃	折りたたみ〜	<u>ベッド</u>		1 台につき	1,000
	棄物	マッサージチェア			1 台につき	<u>1,500</u>
処理		座椅子(不燃	素材を使用	月しているものに	1 台につき	500
		<u>限る。)</u>				
		ソファー	スプリン	<u>3 人以上用</u>	<u>1 台につき</u>	<u>1, 500</u>
			<u>グ入り</u>	<u>2 人用</u>	1 台につき	1,000
				1 人用	1 台につき	<u>500</u>
			スプリング	`なし(不燃素材を	1 台につき	<u>500</u>
			使用してい	るものに限る。)		
		オルガン			1 台につき	1,500
		電子ピアノ			1 台につき	<u>1,500</u>
		電動機付健康	器具(最長	辺が 1m 以上のも	1 台につき	1,000
		のに限る。)				
		自動車用キャリアボックス			1 台につき	<u>500</u>
		自転車			1 台につき	<u>500</u>
		畳	•		1枚につき	500

現行

(家庭系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第21条 市民は、<u>家庭系一般廃棄物</u>を市の処理施設に搬入しようとする ときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、当該<u>家庭系一般廃棄物</u>が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

別表第1(第25条関係)

(単位:円)

<u>種別</u>			<u>単位</u>	<u>金額</u>
<u>1</u>	一般廃棄物の処	家庭系廃棄物		<u>0</u>
	<u>理</u>	事業系一般廃棄物	10キログラムに	<u>100</u>
			<u>つき</u>	
<u>2</u>	産業廃棄物の処	法第11条第2項に規	10キログラムに	<u>100</u>
	<u>理</u>	定する産業廃棄物の	<u>つき</u>	
		うち、市が定める物		
		<u>に限る。</u>		
<u>3</u>	動物の死体の処分	<u> </u>	<u>1体につき</u>	<u>1,000</u>

事業系一般廃棄物	10kg につき	<u>220</u>
産 業法第11条第2項に規定する産業廃棄物のうち	10kg につき	220
廃 棄市が定める物		
物 の		
処理		
動物	1頭につき	1,000
の死		
体 の		
処分		

備考 市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入したときの手数料は、 この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

別表第2(第32条関係)

(単位:円)

種別	<u>単位</u>	<u>金額</u>
一般廃棄物処理業の許可申請手数料	1件につき	<u>5, 000</u>
一般廃棄物処理業許可証の再交付手数料	1件につき	<u>3, 000</u>

別表第2(第32条関係)

(単位:円)

	<u>種別</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
1	一般廃棄物処理業の許可申請手数 料	1件につき	<u>5, 000</u>
2	一般廃棄物処理業許可証の再交付 手数料	1件につき	3,000